



資料1

学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針

文部科学省告示第百六十一号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき、学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針を次のように定め、平成十七年四月一日から適用する。

平成十六年十一月十一日

文部科学大臣 中山 成彬

学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針

第一 趣旨

この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）に定める事項に関し、学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものである。

なお、学校における生徒等に関する個人情報については、本指針によるほか、地方公共団体等が講ずる措置に留意するものとする。

第二 用語の定義

法第二条に定めるもののほか、この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 事業者 法第二条第三項に規定する個人情報取扱事業者であって、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第八十二条の二に規定する専修学校及び同法第八十三条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）を設置する者をいう（第四に規定する場合を除く。）。
- 二 生徒等 次の各号に掲げる者をいう。
  - (一) 前号に規定する事業者が設置する学校において教育を受けている者
  - (二) 前号に規定する事業者が設置する学校において教育を受けようとする者
  - (三) 過去において、前号に規定する事業者が設置する学校において教育を受けた者及び受けようとした者

第三 事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項

一 法第十五条に規定する利用目的の特定に関する事項

事業者は、利用目的の特定に当たっては、単に抽象的、一般的に特定するのではなく、本人が、取得された当該本人の個人情報が利用された結果が合理的に想定できる程度に、具体的、個別的に特定すること。

二 法第十六条及び法第二十三条第一項に規定する本人の同意に関する事項

事業者は、本人の同意を得るに当たっては、当該本人に当該個人情報の利用目的を通知し、又は公表した上で、当該本人が口頭、書面等により当該個人情報の取扱いについて承諾する意思表示を行うことが望ましいこと。

### 三 法第二十条に規定する安全管理措置及び法第二十一条に規定する従業者の監督に関する事項

事業者は、生徒等に関する個人データの安全管理のために次に掲げる措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の内容を公表するよう努めるものとする。

- (一) 生徒等に関する個人データを取り扱う従業者及びその権限を明確にした上で、その業務を行わせること。
- (二) 生徒等に関する個人データは、その取扱いについての権限を与えられた者のみが業務の遂行上必要な限りにおいて取り扱うこと。
- (三) 生徒等に関する個人データを取り扱う者は、業務上知り得た個人データの内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。その業務に係る職を退いた後も同様とすること。
- (四) 生徒等に関する個人データの取扱いの管理に関する事項を行わせるため、当該事項を行うために必要な知識及び経験を有していると認められる者のうちから個人データ管理責任者を選任すること。
- (五) 生徒等に関する個人データ管理責任者及び個人データを取り扱う従業者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人データの保護措置に習熟させるため、必要な教育及び研修を行うこと。

### 四 法第二十二条に規定する委託先の監督に関する事項

事業者は、生徒等に関する個人データの取扱いの委託に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (一) 個人データの安全管理について十分な措置を講じている者を委託先として選定するための基準を設けること。
- (二) 委託先が委託を受けた個人データの安全管理のために講ずべき措置の内容が委託契約において明確化されていること。具体的な措置としては、以下の事項が考えられること。
  - ① 委託先において、その従業者に対し当該個人データの取扱いを通じて知り得た個人情報を漏らし、又は盗用してはならないこととされていること。
  - ② 当該個人データの取扱いの再委託を行うに当たっては、委託元へその旨文書をもって報告すること。
  - ③ 委託契約期間等を明記すること。
  - ④ 利用目的達成後の個人データの返却又は委託先における破棄若しくは削除が適切かつ確実になされること。
  - ⑤ 委託先における個人データの加工（委託契約の範囲内のものを除く）、改ざん等を禁止し、又は制限すること。
  - ⑥ 委託先における個人データの複写又は複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く。）を禁止すること。
  - ⑦ 委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託元への報告義務を課すこと。
  - ⑧ 委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託先の責任が明確化されていること。

五 法第二十三条に規定する第三者提供に関する事項

事業者は、生徒等に関する個人データを同窓会、奨学事業を行う団体その他の第三者に提供する（法第二十三条第一項第一号から第四号までに該当する場合を除く。）に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (一) 提供先において、その従業者に対し当該個人データの取扱いを通じて知り得た個人情報を漏らし、又は盗用してはならないこととされていること。
- (二) 当該個人データの再提供を行うに当たっては、あらかじめ文書をもって事業者の了承を得ること。ただし、当該再提供が、法第二十三条第一項第一号から第四号までに該当する場合を除く。
- (三) 提供先における保管期間等を明確化すること。
- (四) 利用目的達成後の個人データの返却又は提供先における破棄若しくは削除が適切かつ確実になされること。
- (五) 提供先における個人データの複写及び複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするものを除く。）を禁止すること。

六 法第二十五条第一項に規定する本人からの保有個人データの開示に関する事項

事業者は、保有個人データの開示に関し、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (一) 事業者は、本人から当該本人の成績の評価その他これに類する事項に関する保有個人データの開示を求められた場合におけるその開示又は非開示の決定に当たっては、学校における教育活動に与える影響を勘案すること。
- (二) 事業者は、本人の法定代理人から当該本人に関する保有個人データの開示を求められた場合におけるその開示又は非開示の決定に当たっては、当該本人に対する児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待をいう。）及び当該本人が同居する家庭における配偶者からの暴力（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力をいう。）のおそのの有無を勘案すること。
- (三) 事業者は、非開示の決定をすることが想定される保有個人データの範囲を定め、生徒等に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならないこと。

七 法第二十九条第二項に規定する本人の利便を考慮した適切な措置に関する事項

事業者は、本人からの保有個人データの開示等の求めができるだけ円滑に行われるよう、開示等の求めに応じる手続について本人に周知するよう努めるとともに、閲覧の場所及び時間等について十分配慮すること。

八 法第三十一条に規定する苦情の処理に関する事項

事業者は、生徒等に関する個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理を行うため、苦情及び相談を受け付けるための窓口の明確化等必要な体制の整備に努めること。

第四 個人情報取扱事業者以外の事業者による生徒等に関する個人情報の取扱い

法第二条第三項に規定する個人情報取扱事業者以外の事業者（学校を設置する者に限る。）であつて、学校における生徒等に関する個人情報を取り扱う者は、第三に準じて、その適正な取扱いの確保に努めること。

# 個人情報 学校、勝手に提供



長女の小学校入学を間近に控えた頃だった。自宅に突然、見知らぬ女性が訪ねてきた。

PTAの委員だという女性が持ってきたのは、登校班の名簿。長女や他の児童の名前や性別、住所、電話番号まで記されている。「PTAに個人情報を渡した覚えはないのに、なぜ？」

各地で同様のトラブルが散見され、個人情報の取り扱いを巡って校長が刑事告発される事態に発展するケースもある。

大阪府に住む会社員、増さん(30代、仮名)。2023年4月、長女が入学する前、PTAの役員から「任意ですが、みなさんに参加してもらっています」と強制的に加入を促される説明を受けた。入会届を出す機会もなかったのに、気が付くと学校に伝えられた口座情報から、PTA会費が引き落とされていた。

疑問に思っていた。市の教育委員会に問い合わせると、「校長が入学前説明会で個人情報をPTAに提供することを説明している」と答えが返ってきた。だが、増さんには「個人情報保護に関する資料を手に『学校とPTAでは個人情報が勝手に扱われているように感じた』と話す増さん—大阪府内で2月

個人情報保護に関する資料を手に「学校とPTAでは個人情報が勝手に扱われているように感じた」と話す増さん—大阪府内で2月

## 知らぬ間に入会 校長を刑事告発も

そんな説明を聞いた覚えも文書もなかった。記憶もなかった。「一体どうして」と。事態を正確に知りたいと思い、該当する公文書の公開請求に踏み切った。しばらくすると、「学校から個人情報をPTAに提供することはいかなる理由もなく、保護者に説明していません」と判明した。市教委から謝罪文が届いた。学校の個人情報取り扱いが不適切で、校長を指導したという。

一方、校長は増さんに謝罪しつつも、入会の意思確認をせずに入会となっていたのは「例年の流れだった」と釈明した。増さんは学校の対応に不信感を強め、地方公務員法(守秘義務)違反容疑での刑事告発も検討。子どもが嫌がらせされないうえに、できるなら校風を立てたくない。だが個人情報保護を深刻に考えてもらえず、話が通じないと思った」と憤る。

その後、学校側が個人情報提供についての同意書を導入し、PTAも加入の意思確認ができる文書を整備するなど改善に乗り出した。増さんも自分の意思で改めて入会届を出し、個人情報の提供にも同意。「学校とPTAは別の団体。手続きをしっかり整備しなければ信頼性も担保できない」と話している。

こうしたトラブルは全国各地で相次いでおり、高松市や大分市などでは校長が保護者から同意書で刑事告発されるケースもあった。ではその校長はどう考えるのか。ある関西地方の小学校校長は「学校とPTAが一体となって今まで問題なくやっていた場合は個人情報の扱いをどうするかなど

考えもせずに提供されている場合もあると思う」と実情を明かす。「一口に『PTA』と言っても、さまざまな立場の教員や保護者が関わるため、一校長の判断で今までの運用を一気に変えるのは難しい」と吐露する。個人情報取り扱いをめぐってトラブルにならないように教委が一律にマニュアルを整備する必要があると指摘した。実際に、教委として考えをまとめ、通知を出している事例も出てきている。

北九州市教委は、学校現場で起きるPTAのトラブルに対応するために21年から毎年、市立小中学校などに出している通知の中で、学校が保有する児童生徒や保護者の個人情報保護を本人の同意なしにPTAに提供してはならないと明示している。

埼玉県白岡市教委も、23年に市立小中学校に、個人情報をPTAに提供しないなど定めた「PTA活動についての留意事項」を通知した。市教委の担当者は「原則を示すことで、PTA非加入世帯が登校班に参加するために学校が橋渡しをしたり、PTA側が個人情報を保護者の同意を受けた上で集めたり、学校ごとに柔軟に対応している」と話している。

【取材協力】 写真も 随時掲載

情報・体験をお寄せください  
郵便は〒530-8251  
(住所不要) 毎日新聞大阪社会部PTA  
取材班Vメール (o.shakaibu@mainichi.co.jp)

らなる議会の意思が国民の意思であると擬制され、国民自身の同意があるからである」とされる。民事関係において、自己の意思に基づき締結した契約に自分が拘束されるのと同様に、自らの意思を代表する議会の制定した法律に国民が拘束されると構成されるのである。国民の権利利益の保護のため、行政の主要な部分が国民代表からなる議会の制定した法律によって行われ、行政機関の行為の適法性を審査する独立の裁判所によって行政の司法統制が行われる（近代行政経済法の原理）といわれることがある<sup>1)</sup>）のが、法治主義の要請である。

法律による行政の原理は、法治主義の基幹的法理である。国民に行政活動に対する概観可能性、予制可能性を与える機能も有する<sup>2)</sup>。君主およびその官僚機構と議会の対立を経て、君主が行政に関して行っていた立法のうち一定事項については、議会の制定する法律の形式をとるときとする法律による行政の原理は、立憲主義の進展に伴って確立し、わが国もこの原理を継受した。もともと、大日本帝国憲法の下では、後述するように、法律による行政の原理が完全なかたちで継受されたわけではなかった（→2）。

## 2 法律による行政の原理の内容

ドイツ行政法学の父とも称せられるオットー・マイヤーは、「法律による行政の原理」の内容をなすものとして、「法律の法規創造力」の原則、「法律の優位」の原則（「法律の優先」の原則といわれることもある）、「法律の留保」の原則の3つの原則が内包されていると分析している。「法律の法規創造力」の原則とは、法律によってのみ人の権利義務を左右する法規を創造しうることを意味すると一般に解されてきた。換言すれば、法規命令（→第17章2）には、必ず法律の根拠を要することになる。大日本帝国憲法下においては、天皇が勅令により法規を定めることができたが、日本国憲法下では、国会が国の唯一の立法機関であり（41条）、「法律の法規創造力」の原則は、憲法上、明示的に承認されている（「法律の法規創造力」を、法律が一般的に「合意を待たずしてあらゆる執行機関を拘束し、裁判所における争訟裁断の基準となる法規範」としての性質を持ち、かかる法規範を定立する権

1) 藤田・行政法総論上71頁。

2) 大橋・行政法123頁。

能を執行機関に授けようとするという意味で理解すべきという説もある<sup>3)</sup>）。「法律の優位」の原則は、法律が存在する場合の原則であるのに対して、「法律の留保」の原則は、法律がいかなる場合に必要かに関する原則である。以下、「法律の優位」の原則と「法律の留保」の原則について敷衍することとしよう。

### (1) 「法律の優位」の原則

「法律の優位」の原則とは、法律の規定と行政の活動が抵触する場合、前者が優位に立ち、違法な行政活動は取り消されたり、無効となったりするということを意味する（法律と行政機関の制定した規範の間に矛盾抵触がある場合、前者が優位し、後者が無効となるという意味で用いられることもある<sup>4)</sup>）。内閣が制定した政令が法律に違反していれば、その政令は無効となり、大臣が法律に違反して申請拒否処分をすれば、その処分は取り消されたり無効になったりする。国会を国権の最高機関であって国の唯一の立法機関とする日本国憲法41条は、「法律の優位」の原則を根拠づけるものといえよう。

### (2) 「法律の留保」の原則

#### 1) 意義

「法律の留保」の原則は、ある種の行政活動を行う場合に、事前に法律でその根拠が規定されていなければならないとするものである。この原則は、国会を国の唯一の立法機関と定めた日本国憲法41条の趣旨を具体化したものとみることができ（租税法律主義を定める憲法30条・84条は、「法律の留保」の原則を具体的に規定したものである）、国会のみが規律することのできる事項を画定し、国会と行政府との機能分担を明確にしようとするもので、権力分立の原則を基礎としている。他面において、「法律の留保」の原則は、一定の行政活動について、国民代表からなる国会の事前承認を義務づけることによつて、国民の権利自由を保護するという自由主義の思想に基づいている。しかし、わが国のように、法律の大半が内閣の提出によるものであり、実質的立法活動が行政自身によって行われている現状を視野に入れると、「法律の留保」の原則が形骸化しないような立法過程のあ

3) 藤田・行政法総論上64頁。

4) 小早川・行政法上85頁。

り方を検討することが重要な課題になるといえよう。

## 2) 「法律の留保」について法律の意味

法律の主要3類型

それでは、ここでいう法律としてどのような種類のものが考えられているのであろうか。そのことを理解するためには、法律の3つの主要な類型を認識しておく必要がある。すなわち、組織規範、根拠規範、規制規範である。

組織規範とは、どのような行政機関を設けるか、行政事務を各行政機関にいかにかに配分するか、各行政機関の組織をいかに定めるか等を内容とするものであり、内閣法、内閣府設置法、国家行政組織法、総務省設置法等がその例である。行政内部に関する法であるという意味で内部法と称されることもある。組織規範は、ある自然人の行為が行政主体に帰属する前提となる規範である。たとえば、私人のA氏が、個人的信念から電力会社に新エネルギーの比重を増加させるよう要請しても、それは行政指導ではなく、まったくの私的行為でしかない。しかし、A氏が経済産業省の大臣に就任し、大臣としての立場で同様の要請を電力会社に対して行ったとすると、それは、国の機関としての行政指導になる。行政指導とは、「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう」（行政手続法2条6号）が、経済産業省設置法4条1項48号は、「省エネルギー及び新エネルギーに関する政策に関すること」を経済産業省の所掌事務としているので、経済産業大臣として、電力会社に新エネルギーの比重を増加させるよう要請する行為は、行政機関として、経済産業省の所掌事務の範囲内で、「一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導」をしていることになるからである。

根拠規範とは、組織規範が定める所掌事務の範囲内において、行政機関の具体的な活動を議会が事前承認し、その実体的要件・効果を定めたものである。たとえば、無線局の開設は全く自由にできるわけではなく、原則として、総務大臣の免許を受けなければならないこととされている（電波法4条1項4号）。このように国民の無線局開設の自由を制限して、総務大臣に免許権限を与える具体的根拠となる電波法4条1項4号は、総務大臣に免許権限と呼ぶ（権限規範あるいは授權規範といふこともある）。

規制規範とは、行政作用のあり方を規制する規範であり、たとえば、総務大臣

が免許申請を処理する場合、行政手続法2章の「申請に対する処分」の規定の適用を受けるため、総務大臣は、免許の審査基準を作成して公にしたり（5条）、拒否処分をする場合には理由を提示したりする（8条）手続的義務を負うことになる。この行政手続法は、具体的な行政活動を行う権限を付与するものではなく、行政活動を行う権限があることを前提として、その権限を行使する場合の手法を定めたものであり、手続規範としての性格を持つ。国の補助金については、個別の法律において、「〇〇のために補助することができるといふ根拠規範が置かれているものもあるが（法律補助）、このような根拠規範なしに予算措置によってなされる補助（予算補助）も少なくない。もっとも、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」という一般法があるが、これは、国の補助金支給のための一般的な根拠規範ではなく、国が補助金を支給できることを前提として、交付の方法や交付を受けた事業の監督方法等について定めた一般的規範である。地方公共団体においても、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」とはば同内容の条例や規則が定められている例があるが、これも一般的規範である。条例に根拠のない予算補助もかなりみられる。また、警察法2条2項（警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない）は、根拠規範の存在を前提として、その行使の目的を限定するものと解されるが、かかる規範を目的規範といふことがある。規制規範には、手続規範と目的規範の双方が含まれる。

根拠規範と規制規範は、行政主体と国民の関係を規律するものである。行政の外部との関係にかかる法という意味で外部法と称されることもある。また、行政作用に関する規範であることから作用規範と総称されることもある。

「法律の留保」と「法律の留保」の原則のもとで要求されるのは、以上のうち、  
 根拠規範 根拠規範である。たとえば、総務省設置法4条1項64号は、「周波数の割当て及び電波の監督管理に関すること」を総務省の所掌事務として  
 いるが、この規定は、「周波数の割当て及び電波の監督管理に関すること」とい

5) 藤田・行政法総論上 69頁。

6) 芝池・総論講義 17頁。

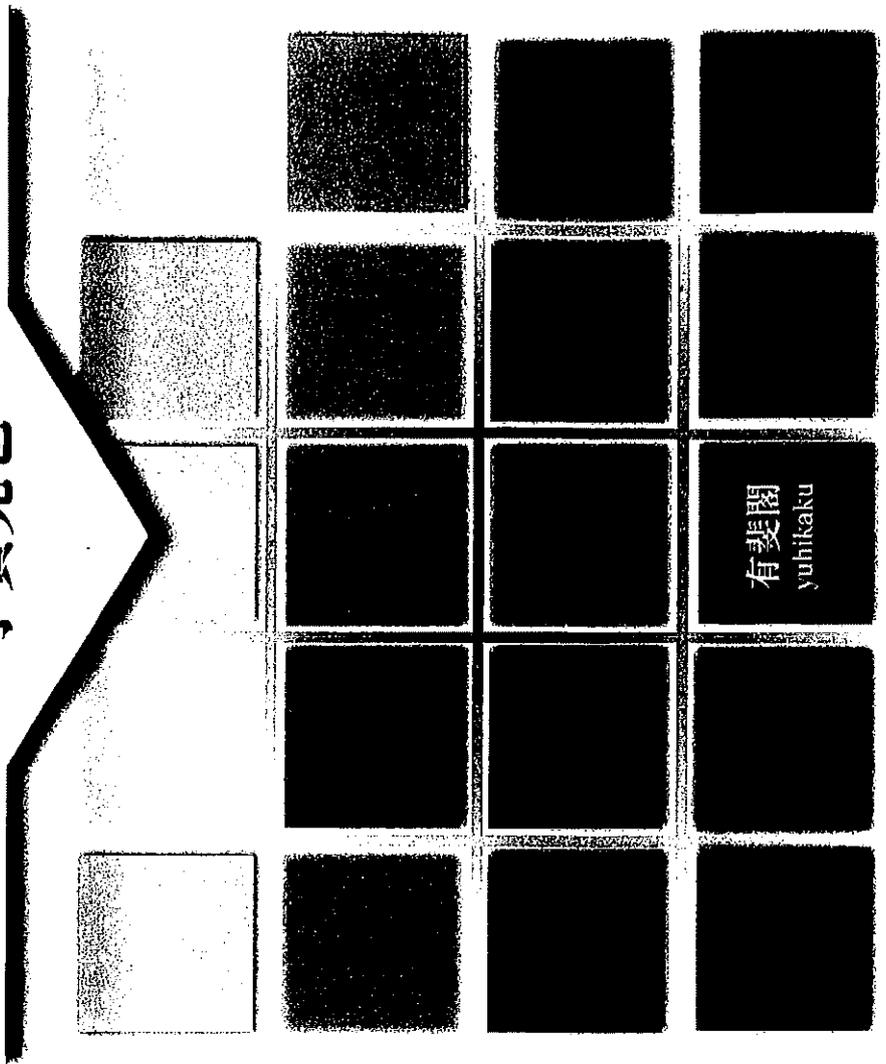
Administrative Law Text, Vol. 1  
General Theories

# 行政法概説 I

行政法総論

【第8版】

宇賀克也



# 行政法概説 I

行政法総論

【第8版】

宇賀克也

有斐閣  
yuhikaku



9784641228535



1921032038009

ISBN978-4-641-22853-5

C1032 ¥3800E

定価(本体3,800円+税)



み

見直し規定……………23  
 みなし許認可……………110  
 みなし拒否……………110  
 身分証……………178  
 民間委託……………241  
 民間資金等の活用による公共施設等の整備  
 等の促進に関する法律（PFI法）……………132  
 民事執行……………141, 252, 273  
 民主主義……………39, 40, 72, 74

む

無効確認訴訟……………388  
 無効の瑕疵……………388  
 無申告加算税……………296, 486

め

命令……………8, 334  
 命令行為……………367  
 命令等（行政手続法2条8号）……………344, 502  
 命令等制定機関……………503  
 メリット制……………153  
 免除……………117

も

目的規範……………35  
 目的プログラム……………345  
 黙秘権……………166, 183, 187  
 モザイク・アプローチ……………220

ゆ

有効性の原則……………73  
 融通性（権利・地位の）……………109  
 誘導行政……………96, 365  
 誘導容認率……………169  
 郵便差違……………412  
 猶予期間……………21

よ

要件裁量……………224, 371, 487

要綱……………134, 241, 334, 338  
 要綱行政……………447  
 機須賀市市民パブリック・コメント手続条  
 例……………332  
 予算決算及び会計令……………438  
 予定価格……………432, 439  
 予防原則……………66  
 より制限的でない代替手段……………64

り

リー・エモンシー・プログラム……………192, 299  
 利益的分分……………416  
 履行段階論……………83  
 利子補給金……………152  
 立法事項論……………36  
 略式代執行……………267  
 略式手続……………282  
 理由の差替え……………406  
 理由の違背……………402  
 理由の提示……………125, 352, 403, 489, 500, 524  
 利用停止請求権……………206  
 両罰規定……………281  
 緑地協定……………107  
 臨時的任用……………150  
 臨時法……………24

れ

例規……………14  
 令状主義……………187  
 歴史公文書等……………245  
 歴史的・学術的文書の公開……………245  
 レコード・スケジューリング……………202  
 連邦諮問委員会法……………331

ろ

ロードプライシング……………154

わ

ワンストップサービス……………485

行政法概説 I 行政法総論〔第8版〕

Administrative Law Text, Vol. 1, General Theories

2004年2月28日 初版第1刷発行 2017年12月15日 第6版第1刷発行  
 2006年3月25日 第2版第1刷発行 2020年3月20日 第7版第1刷発行  
 2009年4月10日 第3版第1刷発行 2023年8月20日 第8版第1刷発行  
 2011年3月10日 第4版第1刷発行 2025年6月20日 第8版第2刷発行  
 2013年9月25日 第5版第1刷発行

著者 宇賀克也  
 発行者 江草貞治  
 発行者 株式会社有斐閣  
 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-17  
<https://www.yuhikaku.co.jp/>  
 装丁 与儀勝美  
 印刷 株式会社勝印刷  
 製本 複製本印刷株式会社  
 装丁印刷 株式会社有斐印刷所

著丁・扉丁本は本題を添ったいたします。定価はカバーに表してあります。  
 ©2023, Katsuya Uga  
 Printed in Japan ISBN 978-4-641-22853-5

本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行  
 業者等の第三者に放覧してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内の利用でも著作権法違反です。

【COPY】 本書の無断複製（コピー）は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。型写される場合は、そのつど著  
 者に、（一社）出版者著作権管理機構（電話03-5744-5088, FAX03-5744-5089, e-mail:info@copyright.jp）の許諾を得てください。

によって本人の権利利益の侵害を予防するためのものであり、目的外利用が常に直ちに本人の権利利益を具体的に侵害するわけではない。したがって、公益上理由等により目的外利用を認めることによる利益が目的外利用を認めることに本人への不利益を上回ると考えられる場合には、利用目的制限の例外を認めることとしているのである。個人情報取扱事業者による目的外利用の大部分は、第三者提供であると考えられることから、目的外利用を認める例外事由は、第三者提供制限の例外事由(27条1項)を包摂したものになっている。ただし、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」5条4項において「個人情報の目的外利用を認める例外事由に該当する場合であっても、利用者の同意がある場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、通信の秘密に係る個人情報を利用してはならないとされている。

(7)「法令(条例を含む。以下この章において同じ。)に基づく場合」(3項1号)

本法4章の「法令」は、法律および法律に基づく命令(政令、内閣府令、復興庁令、デジタル庁令、内閣府令、省令、会計検査院規則、人事院規則、個人情報保護委員会規則等)のほか、条例も含まれる。他方、本法5章(行政機関等の義務等)の「法令」には、一般に条例は含まれない(「法令」という用語が両者の意味で用いられる例として、字義・概説I 8頁参照)。令和3年法律第37号による改正で、本法に5章が置かれることになったため、それと区別するため、本法4章の「法令」は条例を含むことが明記された。いわゆる行政規則(訓令・通達等)(字義・概説I 317頁以下)は「法令」に含まれない。「法令……に基づく」とは、法令に具体的根拠があること、すなわち、組織規範のみならず根拠規範が存在することを意味する(組織規範および根拠規範については、字義・概説I 33頁以下参照)。法令に具体的根拠がある場合には、目的外利用により保護されるべき利益が存在することが前提になっているし、個人情報の取扱いも法令に従って合理的になされると考えられることから例外を認めている。所得税法225条1項が定める税務署長に対する支払調書の提出がその例である。

なお、特定個人情報については、本号が規定する「法令に基づく場合」の例外も、利用目的による制限の例外を広範に許容することになりすぎると認めないこととし、マイナンバー法9条5項が規定する「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」2条1項に規定する激甚災害が発生したとき等に金融機関が特定個人情報を利用する場合に限り例外を認める読替えをしている(マ

(3)「個人情報を取り扱ってはならない」(1項)  
「個人データ」ではなく、「個人情報」全体について、利用目的による制限が及ぶことに留意する必要がある。ここでいう個人情報の取扱いは、個人情報の取得、加工、利用、提供、保存、廃棄等の一切の行為を含む。

(4)「合併その他の事由」(2項)  
「その他の事由」としては、会社分割、営業の現物出資、営業譲渡等がある。

(5)「他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない」(2項)

合併等により事業を承継した場合、顧客情報等の個人情報も資産として承継するのが通常である。この場合、事業を承継した個人情報取扱事業者が、当該個人情報を自由に利用しようとすれば、承継前の事業者による利用目的特定の趣旨は没却される。そこで、かかる場合、あらかじめ本人の同意を得ている場合を除き、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内でのみ当該個人情報を利用しうることにしたのである。なお、「他の個人情報取扱事業者から」もあるように、本項が適用されるのは、事業を承継させる者と承継する者のいずれも個人情報取扱事業者である場合に限る。個人情報取扱事業者でない者から個人情報取扱事業者が事業を承継した場合には、前者はそもそも利用目的を特定する義務(本法17条1項)を負っていないから、後者は自ら利用目的を特定し、当該利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱う義務を負うことになる(本条1項)。逆に個人情報取扱事業者から個人情報取扱事業者でない者が事業を承継した場合には、後者には、そもそも本法4章2節の定める義務等に係る規定全体が適用されないことになる。

なお、マイナンバー法では、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することによって特定個人情報を取得した場合における利用目的による制限についても、事前の本人同意による(利用目的制限の)例外を認めないこととするために本項の規定の読替えをしている(マイナンバー法30条2項)。

(6)「前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない」(3項)  
利用目的による制限は、特定された利用目的の範囲内での利用を義務づけるこ

平成 18・6・30・平成 18 年度 [行情] 答申第 155 号	48r
平成 18・9・29・平成 18 年度 [独個] 答申第 4 号	616
平成 18・10・2・平成 18 年度 [行個] 答申第 21 号	54, 568
平成 18・12・6・平成 18 年度 [独個] 答申第 6 号	569
平成 18・12・15・平成 18 年度 [独個] 答申第 9 号	535, 545
平成 19・1・22・平成 18 年度 [行個] 答申第 38 号	54
平成 19・11・21・平成 19 年度 [独個] 答申第 36 号	616
平成 19・12・3・平成 19 年度 [独個] 答申第 37 号	616, 621
平成 20・2・29・平成 19 年度 [行個] 答申第 118 号	440
平成 20・4・14・平成 20 年度 [行個] 答申第 1 号	545, 563
平成 21・7・27・平成 21 年度 [行個] 答申第 28 号	549
平成 21・7・30・平成 21 年度 [行個] 答申第 30 号	545
平成 25・3・29・平成 24 年度 [行個] 答申第 195 号	625
平成 26・3・17・平成 25 年度 [行個] 答申第 120 号	582

地方公共団体設置の個人情報保護審査会等答申

東京都個人情報保護審査会・平成 26・6・23・平成 26 年答申第 364 号	583
東京都個人情報保護審査会・平成 26・6・23・平成 26 年答申第 365 号	583
東京都個人情報保護審査会・平成 26・9・11・平成 26 年答申第 372 号	583
東京都個人情報保護審査会・平成 27・3・26・平成 27 年答申第 384 号	583
京都市情報公開・個人情報保護審査会・平成 28・10・21・平成 28 年答申第 61 号	583



新・個人情報保護法の逐条解説

New Commentary on the Act on the Protection of Personal Information

2021 年 12 月 25 日 初版第 1 刷発行  
2025 年 2 月 10 日 初版第 4 刷発行

著者 宇賀克也  
発行所 江草貞治閣  
株式会社 有斐閣  
東京都千代田区神田神保町 2-17  
郵便番号 101-0051  
<https://www.yuhakaku.co.jp/>

印刷/株式会社理想社・製本/牧野本印刷株式会社  
©2021, Katsuya Uga, Printed in Japan  
落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-22822-1

**JCOPY** 本誌の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を過ぎ、禁じられていま  
す。複写される場合は、そのつと事前に(一社)出版者著作権管理機構(電話03-  
5244-5088, FAX03-5244-5089, e-mail:info@copy.or.jp)の許諾を得てください。

第 69 条 (利用及び提供の制限)

1 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき(2項ただし書)  
 「本人への通知が困難な場合」とは、個人データに本人の連絡先が含まれていないような場合である。「本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置」としては、事案の概要を記者会見で公表し、ウェブサイトにも掲載するとともに、問い合わせ窓口を設けて、本人からの照会に対して回答することなどが考えられる。

(4) 「2 当該保有個人情報に第 78 条第 1 項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき」(2項ただし書)  
 「第 78 条第 1 項各号に掲げる情報」とは、保有個人情報の開示請求があったときに、不開示情報とされている情報である。これらの情報は、保有個人情報の本人から開示請求があった場合にも不開示決定をしなければならぬものであるから、本人に通知することもできないのである。

(改正法 50 条により新設) (利用及び提供の制限)

- 第 69 条① 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- ② 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 1 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
  - 2 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
  - 3 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受けける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
  - 4 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人

の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

- ③ 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。
- ④ 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部署若しくは機関又は職員に限るものとする。

(1) 「行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない」(1項)  
 OECD8原則の利用制限の原則と対応する。個人情報の利用、提供その他の個人情報の取扱いは、当該利用目的の達成に必要な範囲内で行われなければならない。ここでいう提供は、継続的な提供に限らず、一定期間ごとの提供や、不定期であっても依頼があれば必ず提供する場合を含む。散在情報についても、原則として、当該散在情報が記録された行政文書の利用目的の範囲内で利用・提供等が行われる必要がある。

ただし、本項が規定するように、個人情報の利用・提供について「法令に基づく場合」は、一般法である本法の例外が特別法で定められることになり、特別法が優先することになる。国会法 104 条(官公署に対する報告・記録提出の要求)、会計検査院法 26 条(帳簿等の提出および質問等)、刑事訴訟法 197 条 2 項(捜査に必要な取調べ)等がその例である。行政機関電算機個人情報保護法 9 条 1 項においては、「法律の規定に基づき……を除き」と規定されているが、本条 1 項では、「法令に基づく場合を除き」と規定されている。これは、法律の規定をより具体化した政令、省令等のレベルでの細分化された利用目的に限定して除く趣旨を明確にするためである。

「法令に基づく場合」とは、法令に基づく情報提供が義務づけられている場合のみならず、法令に情報提供の根拠規定が置かれている場合を広く含む。個人情報保護法に「法令等に基づく場合」「法令又は条例に基づく場合」が目的外利用・提供禁止原則の例外として規定されている場合も、一般に同じであった。ただし、逗子市個人情報保護条例 10 条 1 項 1 号の「法令又は条例の規定に基づき」は、「当該法令又は条例により通知、送付等が義務付けられている場合に限るもの」とする。法令又は条例の規定がある場合でも、単に利用又は提供ができる根拠を与える規定であり利用又は提供そのものは任意なものである場合を含まない」

(2) 「前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる」(2項本文)

個人情報の目的外の利用・提供の禁止原則にも一定の例外が認められる。すなわち、かかる例外を認めることが国民負担の軽減、行政効率の増大、本人または公共の利益の増進につながる場合には、目的外利用・提供に伴う個人の権利利益の侵害のおそれと目的外利用・提供に伴う便益とを比較して目的外利用・提供禁止原則の一定の例外を認めることに合理性があることになる。

本条2項は、1号から4号まで4つの例外を承認している。これらのいずれかに該当する場合には、目的外利用・提供が認められるが、目的外利用・提供が義務づけられるわけではない。行政機関が利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供しうる場合は、行政機関電算機個人情報保護法9条2項が定めたものと基本的に同様である。

(3) 「ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない」(2項ただし書)

本項1号から4号までのいずれかに該当する場合であっても、保有個人情報を利用目的外利用・提供することによって、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、例外的な利用・提供は認められないことに留意しなければならぬ。

(4) 「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき」(2項1号)

1号の「本人の同意」については、本人から個人情報を収集する場合には、収集時点で他の目的に利用・提供することを明示して事前に同意を得ておくことが望ましいであろう。同意の取得方法は制限されないもので、口頭による同意も足りる。もともと、後日、同意の有無をめぐる紛争が生ずる可能性があるもので、書面によることが望ましい。「本人に提供するとき」とは、本人から相談を受けた場合に本人に関する情報を提供する場合には情報提供を念頭に置いており、本法76条の規定に基づく開示請求に対する情報開示は含まれない(情報提供、情報開示請求という用語の意味について、宇賀・情報公開関係条1頁以下、同・行政手続法の理論(東京大学出版会、1995年)135頁参照)。「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき」という本号についても、本人または第三者の権利利益を不当に侵

と解釈されていた(「逗子市個人情報保護条例の解釈運用基準第10条関係2(解釈)(1)(第1項関係)エ(第1号関係)②参照)。神奈川県は、かつては、「法令等の規定に基づき利用し、又は提供するとき」(個人情報保護条例9条1項1号)について利用・提供が義務づけられる場合に限定して運用していたが、解釈を変更し、情報提供の根拠規定が置かれている場合を広く含むとする運用するようになった(かかるものの個人情報保護ハンドブック9条(利用及び提供の制限)第1号(法令等の規定に基づく利用・提供の場合)関係2(解釈)(2))。

本項は、「法令に基づく場合」に、目的外利用・提供の例外を認めているが、特定個人情報については、嚴格に目的外利用・提供を制限する必要がある(マイナンバー法では、かかる例外を認めないこととしている(同法30条1項)提供についてはマイナンバー法19条に定める場合以外禁止)。ここでいう「法令」には、自主条例を含まない(本法61条1項参照。ただし、災害対策基本法49条の11第2項の規定に基づく条例等、委任条例は含まれる。自主条例と委任条例については、宇賀・自治法概説228頁以下参照)。その理由は、令和3年法律第87号による本法改正は、地方公共団体ごとに個人情報保護に関する制度が異なる状態を解消し、全国的な共通ルールを定めることを主たる目的の一つとしているからである。

岐阜地判昭和46・12・20判例時報664号75頁は、弁護士法23条の2の規定に基づく照会について、弁護士またはその依頼者個人の利益を擁護するためのものでなく、地方公共団体が照会に応じなくても、弁護士等に対する損害賠償義務は生じないとす。他方、岐阜地判平成23・2・10金融法務事情1988号145頁は、弁護士法23条の2の規定に基づく照会に応じなかったことが、弁護士の業務遂行の利益や依頼者の裁判を受ける権利ないし司法手続により紛争を解決する利益が侵害されたと評価しうるとして、違法で過失もあるとして、これらの者による国家賠償請求を認容している。その控訴審の名古屋高判平成23・7・8金融法務事情1988号135頁は、依頼者との関係では原審判決を是認しているが、弁護士が主張した損害は、照会への回答拒否に起因する業務遂行上の利益の侵害によるものとは認められないとして、原審判決を取り消している。逆に、地方公共団体が弁護士法23条の2の規定に基づく照会に応じて前科情報を開示したことが不法行為に該当すると判断した最判昭和56・4・14民集35巻3号620頁にも留意する必要がある。法令に基づく照会に応ずることは、本法違反の問題にはならないが、そのことが当然に民事責任を発生させないままでは言い切れないことを示す例といえよう(弁護士会照会に関しては、私人間でも紛争が少なくない。詳しくは、宇賀・保護と利用293頁以下参照)。

# 2 自衛官等の採用者数

令和6年6月時点

## 令和4年度自衛官等の採用者数

区分		計画数	採用人数	対計画比
一般曹 候補生	陸上自衛隊	4,000	3,448(514)	86%
	海上自衛隊	1,580	1,351(277)	86%
	航空自衛隊	1,400	1,333(420)	95%
	小計	6,980	6,132(1,211)	88%
自衛官 候補生	陸上自衛隊	5,777	2,269(437)	39%
	海上自衛隊	1,154	588(127)	51%
	航空自衛隊	2,314	1,131(297)	49%
	小計	9,245	3,988(861)	43%
その他		1,621	1,638	101%
合計		17,846	11,758	66%

注1：数値は令和4年度における募集にかかるとのものである。

注2：( )は女子で内数

## 令和5年度自衛官等の採用者数

区分		計画数	採用人数	対計画比
一般曹 候補生	陸上自衛隊	4,200	2,532(361)	60%
	海上自衛隊	1,630	1,042(205)	64%
	航空自衛隊	1,400	1,395(369)	100%
	小計	7,230	4,969(935)	69%
自衛官 候補生	陸上自衛隊	7,030	1,897(270)	27%
	海上自衛隊	1,398	444(61)	32%
	航空自衛隊	2,200	880(209)	40%
	小計	10,628	3,221(540)	30%
その他		1,740	1,769	102%
合計		19,598	9,959	51%

注1：数値は令和5年度における募集にかかるとのものである。

注2：( )は女子で内数

資料64 自衛官の定員と現員、自衛官の定員と現員の推移（過去10年間）

(2025.3.31 現在)

区分	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊	統合幕僚監部等	合計
定員	149,767	45,452	47,007	4,928	247,154
現員	131,293	41,818	42,608	4,533	220,252
充足率(%)	87.7	92.0	90.6	92.0	89.1

区分	非任期制自衛官						任期制自衛官			
	幹部		准尉		曹		士			
定員	46,788		4,883		141,848		53,635			
現員	43,434	(2,888)	4,699	(132)	139,572	(11,141)	20,552	(3,516)	11,995	(2,369)
充足率(%)	92.8		96.2		98.4		60.7			

- (注) 1 定員は予算定員  
 2 現員の( )は女子で内数  
 3 統合幕僚監部等の「等」は、内部部局、防衛装備庁、情報本部、共同の部隊を指す。



ころを虚心坦懐に検証し、教訓を抽出するべきだ。福島原発事故についてそうしたように、第三者による調査・検証委員会をつくるべきだ。そうでないと、能登半島よりはるかに狭小な大都市の直下でマグニチュード七級の地震が将来起きたとき、またしても陸路が交通渋滞で使えなかったから救助が遅れた、ということになりかねない。

だれもが救助される側になる可能性があるのだから、これは他人ごとではない。紙幅が尽きたので、本稿では触れないが、改正すべきだと筆者が考える法律や組織、対処計画はいくつもある。阪神大震災の発生から三〇年を迎えるのを目前にした今年だから、ぜひ議論したい。

- (1) 石川県、公式YouTubeチャンネル、第三回災害対策本部員会議。https://youtube/B8GXryS0Da0?t=2078
- (2) 同右、第六回災害対策本部員会議。https://www.youtube.com/watch?v=MQmuMXD7W\_8&t=1672s
- (3) 同右、https://www.youtube.com/watch?v=MQmuMXD7W\_8&t=2020s
- (4) 北國新聞能登半島地震取材班、同紙二〇二四年二月三日朝刊一面、「陸自車両を阻んだ車路、高機動車ベンク「小型」は行けた」。
- (5) 前掲石川県、第四回災害対策本部員会議。https://www.youtube.com/watch?v=z5g72jwjQEk&t=1733s
- (6) 前掲石川県、第五回災害対策本部員会議。https://www.youtube.com/watch?v=orBJ6EHP50&t=1910s
- (7) 北國新聞二〇二四年一月二九日朝刊二面、「消防援助隊入り七十二時間で半救」。

- (8) 非常災害対策本部、一月六日七時三〇分現在、令和六年能登半島地震に係る被害状況等について。同、二〇二四年一月三日八時現在。同。https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/r60101notojishin/index.html
- (9) NHK二〇二四年一月三十一日、「能登半島地震 死因は「圧死」約四割「底体温症」や「凍死」も」。https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240131/k10014341451000.html
- (10) 前掲石川県、第三回災害対策本部員会議。https://www.youtube.com/watch?v=B8GXryS0Da0&t=1738s
- (11) 陸上幕僚監部、一九九七年七月、『阪神・淡路大震災災害派遣行動史』四三八頁、未公開、情報公開法の手続きまで二〇〇一年に入手。
- (12) 小川匡則／Yahoo ニュース オリジナル 特集編集部、二〇二四年三月三日、「難航した救援 能登地震発生から一月、自衛隊が果たした役割は——派遣を担当する参事官が明かす」『Yahoo ニュース』。https://news.yahoo.co.jp/articles/817b4965f2989b86c39b4de65c5424da21b6dc61?page=1
- (13) 神戸新聞一九九五年一月二八日夕刊、「神戸の空 超過密」。
- (14) 防衛日報デジタル編集部、二〇二四年二月一日、「自衛隊の災害派遣中も訓練を実施 複合事態に対応できる態勢に」。https://dailydefense.jp/\_ct/17681865
- (15) https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2024/0105a\_r.html
- (16) https://www.facebook.com/kiharaminoru.official/posts/pfbid0zca9ACcawaj7sJMPayH9MJtDJ7UXKyR1T2AyDq4V5QkVGoIYAZRRKcGoaCXh7w?locale=ja\_JP

奥山俊宏（おくやま・としひろ）  
一九六六年生まれ。ジャーナリスト。元朝日新聞編集委員、大阪社会部「防災力」取材班記者。「秘密警察 ロッキード事件」（岩波書店）、「バラタイス文書（朝日新聞出版）」など。

第2回  
ルポ 軍事優先社会



自衛隊に自治体が  
若者名簿を提供

徴兵制への  
土台となるのか

吉田敏浩 (ジャーナリスト)

世界 SEKAI 2024.05

突然のダイレクトメール

「国家を守る、公務員。」「成長できる舞台。」——毎年、全国で高校卒業年齢の十八歳や大学卒業年齢の二二歳になる男女に、自衛隊からこのような

キャッチフレーズの自衛隊員募集ダイレクトメールが突然届く。横浜市の筆者宅にも以前、高校三年生だった次男あてに届いた。なぜ息子の氏名と住所がわかったのだろうかという強い疑問を覚えた。息子も「なんだか気味が悪いね

……」と表情を硬くした。

個人情報保護とプライバシーが重視されるこの時代に、なぜ自衛隊という国家機関からだけ、一定の年齢の個人を特定したダイレクトメールが届くのか。自分の個人情報知らぬまに国家に把握され、利用されている不気味さや不安を抱いたり、プライバシー侵害ではと疑問を持つたりする若者とその家族も少なくなろう。

二〇一四年七月に当時の安倍晋三内閣が集团的自衛権の行使容認の閣議決定をした直後、全国各地の高校三年生あてに自衛隊員募集のダイレクトメールが届いたときは、SNS上に「召集令状か」「これが赤紙と呼ばれるアレか」などの書き込みがあふれ、高校生とその親たちに波紋をひろげた（AER「一四年七月二八日号」など）。

自衛隊はいつたどこから多くの若者の氏名と住所を入手しているのか。その答えは「全国の市区町村から」である。多くの自治体が、その年度に一

八歳や二二歳になる若者の氏名・住所・生年月日・性別という個人情報(以下「四情報」)を住民基本台帳から抜き出し、名簿(電子・紙媒体)にして自衛隊に提供している。各種報道によると二〇二二年度、この若者名簿を自衛隊に提供した自治体は、全国の一七四七の市区町村のうち一〇六八に達し、全体の六割を上回った。

一方、自衛隊による住民基本台帳の閲覧にとどめた市区町村は五三四。前年よりも名簿提供が増えた。各都道府県にある自衛隊地方協力本部の職員が、住民基本台帳を閲覧して「四情報」を書き写すよりは、名簿を受け取るほうが効率的で、自衛隊には都合がいい。

二〇二〇年度までは名簿提供よりも閲覧のほうが多かった。政府の国会答弁にもあるように名簿提供は義務ではなく、住民基本台帳法(第二巻)上、閲覧の規定はあるが、名簿提供の定めはなく、個人情報保護の面でも問題があると判断する自治体が多かったから

だろう。

しかし、二〇一九年二月の自民党大会で安倍首相(当時)が、自衛隊員募集に自治体が非協力的な「状況を変えよう」「憲法に自衛隊を明記して違憲論争に終止符を打とう」と発言したのをきっかけに、二〇二〇年二月、当時の憲法内閣が閣議決定で、市区町村長が自衛隊員募集に必要な「資料の提出」を防衛大臣から求められた場合、「住民基本台帳の一部の写し」(若者名簿)の提出は可能だと、自治体に通知する方針を打ち出した。

それを受けて二二年二月、防衛省と総務省から各都道府県に、この方針を具体化する通知が送られた。その要旨は次のとおりで、各市区町村への周知を求めていた。

自衛隊員募集に必要な情報「氏名、住所、生年月日及び性別」に関する「資料の提出」は、自衛隊法第九七条第一項に基づく市区町村の自衛隊員募集事務として、同法施行令第二二〇条

に基づき「防衛大臣が市区町村の長に対し求めること」ができる。その資料として「住民基本台帳の一部の写しを用いること」は、「住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるもの」ではない。

### 大軍拡と自衛隊員募集の強化

要は政府をあげて自治体に若者名簿の提供を促すもので、実質的な圧力ともいえる。これを機に、自衛隊を特別扱いする名簿提供が増えていった。防衛大臣からは毎年、市区町村長に名簿提供の依頼文書が送られてくる。

岸田文雄内閣が二二年二月に閣議決定した「安保三文書」において、「国家安全保障戦略」は自衛隊の「人的基盤の強化」を謳い、「防衛力整備計画」でも「少子化による募集対象人口の減少という厳しい採用環境の中で優秀な人材を安定的に確保する」ために、自治体との連携強化を掲げている。

こうした動きの背景には、慢性的な自衛隊の人員不足の問題がある。二〇

二三年版「防衛白書」や各種報道によると、自衛隊の定員は二四万七二五四人だが、現有の人員は二二万七八四三人(二三年三月二日現在)で、充足率は九二%。なかでも部隊の実動現場を担う「士」(兵士)の充足率は七五%と低い。

二二年度の「自衛官等の応募者数」は七万四九四七人。前年度と比べて九七三五人も減り、過去一〇年間で初めて八万人を下回った。採用者数は一万一九二四人で、前年度よりも一二二六人減った。応募者数が一二万人近かった一三年度以降、減少傾向が続く。

特に任期制自衛官の採用者数は急減している。一八〜三三歳を対象に任期二〜三年で募集する任期制自衛官を、二二年度は九二四五人採用する予定が、実際の採用は約四三〇〇人で半分以下だった。急減の要因について防衛省内では、「ロシアのウクライナ侵攻や中国による台湾周辺での軍事演習が影響した」のではないかと指摘され、一戦

争が現実にかかるリスクを考慮し、任官をためらう層がいた」との見方もされている(日本経済新聞)二三年四月九日朝刊)。

自衛隊の人員不足、応募者の減少の背景には、止めどない少子化と若年人口の減少がある。さらに、集団的自衛権の行使容認、安保法制による自衛隊の海外も含む任務の拡大、米軍との共同訓練・演習の増加、「安保三文書」による長射程ミサイル配備など敵基地攻撃能力の保有を柱とする大軍拡、台湾有事の危機感を煽る日米両政府の動きなどから、自衛隊員が実際に戦場に送られるおそれが高まり、不安を抱く若者とその家族が少なからずいるであろうことも影響しているはずだ。

また、自衛隊内でパワハラ、セクハラ、いじめなどの人権侵害が蔓延する現状とも無関係ではあるまい。精神を病み、自殺にまで追いつめられるケースも跡を絶たない。遺族が自衛隊の責任を追究し国家賠償を求める訴訟も相

次ぐ。男性自衛官らによる女性自衛官への性暴力事件では強制わいせつ罪の有罪判決も出た。こうした実態が知られるにつれて自衛隊のイメージが悪化し、入隊希望者が減る一因ともなっているのではないかと。

### 名簿提供違憲訴訟

しかし、岸田政権が進める大軍拡は兵器の増強だけでは実質が伴わない。実戦部隊のマンパワーの拡大、「人的基盤の強化」が必要だ。自治体に若者名簿の提供を求める狙いもそこにある。

このような現状に対し、「本人の同意なしの名簿提供は、個人情報保護に反するプライバシー権侵害」「戦前のように自治体を有事の動員体制に組み込む動きだ」「新たな徴兵制にもつながりかねない」などの批判と懸念から、旭川市、札幌市、仙台市、横浜市、相模原市、海老名市、奈良市、神戸市、福岡市、鹿児島市など、各地で市民団体などによる名簿提供反対の運動がひ

らがつている。反対集会、自治体に提供中止を求める請願署名集めや申し入れ、連携する地方議会議員による追及の質問などの取り組みが進む。

福岡市の市民団体「自衛隊への名簿提供を許さない実行委員会」を中心とする「自衛隊名簿提供訴訟」は、名簿提供の適意・適法性を問う全国初の裁判だ。福岡市は従来、自衛隊による住民基本台帳の閲覧にとどめていたが、二〇二〇年に方針を変え、同年六月五日、その年度に一八歳と二二歳になる男女約三万人の名簿を提供した。

それを問題視して二年九月一日、福岡地裁に提訴したこの訴訟は、住民が地方自治法に基づき、自治体の長や職員に財務運営上の違法行為があると訴える「住民訴訟」だ。一五人の福岡市民と一労働組合が原告となり、次のような趣旨で訴えた。

「自治体には住民基本台帳法に基づき、個人情報についてプライバシー権侵害にならぬよう厳格な管理責任があ

る。福岡市が若者の個人情報を本人の同意なしに名簿化し、自衛隊に提供した行為は、プライバシー権を侵害し、「個人の尊重」を保障した憲法第二三条、「個人の権利利益」の保護を目的とする個人情報保護法などに違反する。違法な名簿提供用の公金支出（人件費印刷費、通函費）で福岡市は損害を被った。その責任は市長にあるので、福岡市は市長に公金支出二万三七四六円の損害賠償（返金）を請求せよ」

原告のひとりで元福岡市議の「ふくおか緑の党」代表、荒木龍昇さん（ひらきりゅう）は自衛隊の要質も大きな問題点だと語る。

「集団的自衛権の行使容認と安保法制により、専守防衛の自衛隊ではなく、日本が攻撃されてもいないのに米軍とともに海外で戦い、自衛隊員が戦死するおそれが高まっています。命の危険が高まる自衛隊の現状を考慮せず、市民である若者本人にも伝えずに、個人情報を提供するのでは問題です。戦

前、地方行政機関は国の下請けとなって徴兵事務を担い、住民を戦場に送り出しました。その反省から戦後は憲法で地方自治が保障され、自治体は国の下請けではなくなったのです。名簿提供は地方自治の否定にもつながります」

裁判の主な争点は「名簿提供の法的根拠の有無」だ。福岡市側は「ある」として概ね次のように主張した。

「市区町村は自衛隊法第九七条第一項に基づき、自衛隊員募集事務として『募集期間の告示、受験票の交付、広報宣伝』などを行う。その事務には同法施行令第一二〇条に基づき、募集に必要な『資料の提出』もあり、名簿の提供も含まれる。それらは地方自治法に基づき国から自治体に委託された法定受託事務と解される」

一方、原告側は「ない」として概ねこう反論した。

「市区町村の自衛隊員募集事務として、自衛隊法施行令第一一四条、第一一九条は『募集期間の告示』などを具

体的に定めている。しかし、第一二〇条には『資料の提出』とあるだけで、個人情報である名簿の提供は具体的に定めていない。自衛隊法令の解釈として、『資料』とは応募者数の見通しや応募年齢層の概数などに限定されるとの見解が有力だ。『資料』に名簿まで含めるのは拡大解釈で、提供は法定受託事務ではない」

### 法的根拠の拡大解釈

福岡地裁での判決は二〇二三年三月八日、福岡市側の主張を認め、名簿提供は違法ではないとして請求を棄却した。原告側は福岡高裁に控訴したが、同年一〇月四日、同じく棄却されたため、最高裁に上告した。荒木さんは前判決には納得できないという。

「名簿提供が法定受託事務でないことは、防衛省と総務省の通知（前出）に、『本通知』は地方自治法に基づき『技術的助言』とあることから明らかです。法定受託事務であるのなら、

そう明記するはずです。地方自治法は、自治体が国の『助言』に従わなくても、国は自治体に対し『不利益な取扱いをしてはならない』と定めています。従わなければならない義務ではないのです」

実際、辻元清美参院議員（立憲民主党）の質問主意書への岸田内閣の答弁書（二三年二月一日）は、名簿提供を自治体に「強制するものではない」と認め、自治体が「助言」に従わなくても、「不利益な取扱い」はしないと明言している。

そして答弁書は、「住民基本台帳に記載された個人情報」である名簿の提供を自治体ができる法的根拠は、「自衛隊法第九七条第一項及び同法施行令第一二〇条の規定であり、住民基本台帳法の規定ではない」と述べている。

これは裏を返せば、自治体が管理する住民の個人情報の取扱いは本来、住民基本台帳法に基づかなければならないのだが、同法上には自衛隊への名簿

提供の法的根拠がないので、自衛隊法と同法施行令を拡大解釈して「法的根拠」をつくりだしたものと見える。前出の防衛省と総務省の通知で「住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではない」と曖昧に、適法性を装っているのもそのためだ。地方自治と個人情報・プライバシー権の保護よりも、自衛隊の「人的基盤の強化」を重視する、まさに軍事優先の発想によるものだ。福岡地裁・高裁の判決は、この「法的根拠」の拡大解釈を見落とし、結果的に政府の自衛隊員募集強化という国策を承認している。

この裁判に原告側の依頼で意見書を提出した、行政法が専門の前田定孝三重大学准教授（60）は、こう指摘する。「確かに住民基本台帳法上、名簿提供の法的根拠はありません。住民基本台帳の管理は法定受託事務ではなく、市区町村が実施主体の自治事務です。自治体は住民基本台帳の管理事務と自衛隊員募集事務を混同してはなりません

ん。ところが、本来住民基本台帳法の規定を離れて、防衛省と総務省の通知に追随する自治体が多くみられます。これでは法令解釈権が国の行政機関に一元化してしまいます。法治主義と地方分権改革の趣旨にも反します」

福岡市にも見解を聞いたところ次の回答が届いた。

「自衛官等募集は地方公共団体の法定受託事務で、自衛隊法施行令で『防衛大臣は、必要な報告又は資料の提出を求めることができる』と規定されており、自衛隊の依頼を受け、募集対象者情報を提供しています。裁判では一審、二審ともに本市の主張が認められており、今後とも個人情報の適正な取扱いに努めます」

### 徴兵制の土台となり得る仕組み

それにしても、名簿を利用した自衛隊員募集のダイレクトメールは、実際の程度効果をあげているのだろうか。NGO「日本平和委員会」の機関紙

から届いたものを配達していた。地方行政機関がまさに国家の下請けとなり、戦争体制を支える精密な仕組みが整っていたのだ。

「今後も自衛隊の募集対象者の人口は減少するでしょう。米国では兵役義務ではないものの、緊急事態時や戦時に備え一八〜二五歳の米国民及び永住権を持つ男性の『選抜徴兵』制への登録義務があり、その名簿を政府が管理する仕組みがあります。自治体による自衛隊への名簿提供は、戦時に若者を動員する体制や徴兵制の土台にもなり得る仕組みといえるので、警戒すべきです」(有田さん)

自治体職員が住民基本台帳から若者名簿を作成し、自衛隊に提供している事実、かつての兵事係の歴史が重なる。

自衛隊は自衛隊員募集・勧誘において、「民間の年収より自衛官のほうが有利、資格取得・再就職支援制度あり」など経済的メリットを強調する。

『平和新聞』編集長で、名簿提供問題に詳しい有田崇浩さん(30)が、情報公開法による開示請求で得た防衛省陸上幕僚監部の内部資料「募集広報媒体認知度等調査報告書」(二〇二四年度)によると、自衛隊志願者が自衛官等募集の存在を初めて知った広報媒体の第一位は「ホームページ」(スマホHPも含む)で全回答数(二万四一九二)の一八・七%、第二位は「親・親戚」で一三・七%、第三位が「学校・教師」で一三%……と続き、自衛隊地方協力本部のダイレクトメールを指す「地本の郵便物」はわずか一・四%しかない。効果があるとは到底いえない数字だ。

「防衛省・自衛隊は当然こうした傾向は把握したうえで、名簿提供を求め続けているとみられます。実際に効果があるかどうかより、自衛隊の人的基盤強化のために自治体に下請け的な業務を担わせる「仕組み」を整えてゆくこと自体に狙いがあるのでしょう」

と有田さんは推し量り、自治体が住

自衛隊員志望の理系の大学生や大学院生に学資金を貸与し、入隊後に一定の期間動めれば返済を免除する制度もある。その対象を文系の学生にもひろげる計画もある。経済格差が拡大する日本社会で応募者を増やすには、低所得階層の若者をターゲットにするのが有効との考えからだろう。いわゆる「経済的徴兵制」の浸透を視野に入れた対策といえる。

しかし、人口減少が続く日本ではあらゆる職種で人手不足になってゆく。そんな中で、はたしてどれだけの人が自衛隊に応募するだろうか。自衛隊が米軍とともに戦い、戦死傷者が出るような事態になった場合、「経済的徴兵制」の手法で必要な人員が満たせるだろうか。

### 地方自治の危機と戦争準備

これまで政府は、「徴兵制は憲法第一八条が禁じる『意に反する苦役』にあたり、その導入はあり得ない」旨の

民基本台帳から自衛隊員募集の適齢者の個人情報抜き出し、名簿化して自衛隊に提供する一連の事務が、戦前・戦中の徴兵制と似ていることに注意を促す。

かつて徴兵制のもと全国の市町村には兵事係という部署があり、毎年の徴兵検査に向けて、二〇歳になる青年男子の氏名などを戸籍から抜き出し、「壮丁連名簿」という徴兵適齢者の名簿として軍に提供していた。

そして、出頭日時と場所を記した「徴兵検査通達書」を兵事係が各徴兵適齢者に渡した。徴兵検査では体格と健康状態に応じて、現役兵に最適の「甲種」、補充兵役に適する「乙種」、不合格で兵役免除の「丁種」などに軍が選別をした。兵事係は現役兵らの性格・風評・家庭環境などの個人情報を調べて「現役兵身上明細書」を作成し、軍に提出した。戦時の動員では、除隊していた元現役兵や補充兵役者などを召集する令状「赤紙」も、兵事係が軍

国会答弁をしてきた。しかし、自民党の改進黨のように憲法九条への自衛隊明記、あるいは自衛隊の国防軍化がなされた場合、自衛隊は軍事的公共性を持つ組織として位置づけられ、国防のための徴兵制は苦役ではないとして、導入も可能と政府は解釈変更するかもしれない。そのとき自治体は国家の動員体制の下請けの役割を担われ、兵事係にあたる部署も復活するだろう。

有田さんは、「自治体の防災関係部門に勤める退職自衛官が、二〇一六年は全国で三七二人だったのが、二二年三月末の時点で六〇一人に増えているのも気がかりだ」という。防衛大臣が市区町村長あてに送る「自衛官募集等の推進について」という文書でも、若者名簿の提供依頼に加えて、退職自衛官の防災関係部門での採用推進についても自治体に連携の強化を呼びかけている。

「名簿提供も含めた自衛隊員の募集業務を防災関係部門で担う自治体も増

えつつあり、人的基盤の強化に向けた防衛省・自衛隊の自治体への「浸透作戦」が進んでいます」と、有田さんは警鐘を鳴らす。

岸田政権は「安保三文書」に基づき、自治体管理の空港・港湾の自衛隊や米軍による軍事利用も進めようとしている。自治体を戦争体制に組み込もうとする動きの一環だ。

戦前・戦中、大日本帝国憲法下では、地方自治は存在せず、県や府や市町村などはすべて国家の地方組織で、市町村は内務省から派遣された府県の知事の監督下にあつた（長谷川正安『日本の憲法 第三版』岩波新書）。

だが戦後は、日本国憲法で地方自治が保障された。地方行政機関が国家の下で戦争体制の手足となつたことを繰り返さぬように、という歴史の教訓が込められている。兵事係の再来を許してはならないということだ。福岡の住民訴訟の原告で訴訟団事務局長の脇義重さん（78）は、こう訴える。

「自衛隊への名簿提供問題には、プライバシー権が侵される人権侵害、自治体が国の下請け機関にされてゆく地方自治の危機、国の動員体制・戦争への準備といわば三位一体の問題が凝縮されています。憲法が保障する個人の尊重、地方自治、市民の平和的生存権が脅かされているのです。その危機感から、私たちはこうした動きに抗うため、名簿提供に反対の声を上げています。憲法の地方自治の規定のもと、国と自治体は対等なのです。自治体は国の戦争準備に手を貸してはいけません」

多くの自治体が自衛隊に若者名簿を提供するなか、例えば福岡県の小郡市は、二〇一六年度に同市個人情報保護審議会が、自衛隊法施行令第二〇条にある「資料」に「個人情報が含まれる」と解釈するのは困難」なので、「適齢者情報を提供すること」は認められないと答申したため、名簿提供を止めて閲覧に切り替えた。政府の軍事優先

による「法的根拠」の拡大解釈に追随せず、地方自治の主体性を保とうとする自治体も存在する。

今年二月二十六日には福岡の訴訟に次いで、神戸市に住む五〇代〜七〇代の男女六人が、市から自衛隊への名簿提供は、プライバシー権を保障する憲法第二三条や市の個人情報保護条例などに違反するとして、市長の責任を問う住民訴訟を神戸地裁に提訴した。奈良市でも三月末に、市から自衛隊への名簿提供でダイレクトメールを送られた一八歳の若者が原告となり、本人による同意のない名簿提供は個人情報保護法と住民基本台帳法に違反するとして、市と国に損害賠償を求める訴訟を奈良地裁に起こす。個人の尊重よりも軍事に重きを置く国策への異議申し立てが続いている。

吉田敏浩（よしだ・としひろ）  
ジャーナリスト。著書に『昭和史からの警鐘』（毎日新聞出版）など。

# いまさら アメリカの民主主義を？ 変わらないアメリカを？

トランプ旋風は「アメリカ＝民主主義の国」という認識を覆した。だが、草の根の人々の息づかいに注目してみると、「分断」には回収されない「もう一つのアメリカ」が見えてくる。

石神圭子  
（福岡女子大学准教授）

「オバマって、やっぱり特別な存在なの？ あなたたちにとって」

アルバカーキからの車の中で、私はキップにそう聞いた。キップは「もちろん。彼には才能があつた。彼が大統領になってから、事務所には若者が殺到したもんだよ」と笑つて答えるだけで、オバマ政権の評価どころか、トランプやバイデンの話も一切しようとしな。その代わり、そこから彼は私を質問攻めにした。「君がコミュニティ・オーガナイズングを研究するのはなぜだ？」「君はそもそもなぜ研究者を目指したんだ？」「君の「熱意」はどこから来るんだと思う？」

その率直な質問に答えるうちに、私は自身の内面——幼

少期の家庭環境、「はみ出す」ことが怖かつた学生時代、二〇代で母を看取つて以来続く喪失感、ようやく確立した今の自分——を語っていることに気がつく。「ああ、この感じ……」会話の主導権を取られた私は、何度も繰り返してきたこのフィールドワークの醍醐味を思い出始めていた。私は、大学から海外渡航の許可が出た二〇二二年一〇月、ニューメキシコ州アルバカーキに降り立った。実に四年ぶりのアメリカだつた。コミュニティ・オーガナイザーの活動に関する現地調査をようやく再開できる。三回目のワークショップの副作用に耐えつつ、私は知り合いのオーガナイザーや組織にメールを出し続けた。だが、コロナ禍を経た今回は、運営状況の変化のせいか、訪問先がなかなか決まらな

ころを虚心坦懐に検証し、教訓を抽出するべきだ。福島原発事故についてそうしたように、第三者による調査・検証委員会をつくるべきだ。そうでないと、能登半島よりはるかに狭小な大都市の直下でマグニチュード七級の地震が将来起きたとき、またしても陸路が交通渋滞で使えなかったから救助が遅れた、ということになりかねない。

だれもが救助される側になる可能性があるのだから、これは他人ごとではない。紙幅が尽きたので、本稿では触れないが、改正すべきだと筆者が考える法律や組織、対応計画はいくつもある。阪神大震災の発生から二〇年を迎えるのを目前にした今年だから、ぜひ議論したい。

- (1) 石川県、公式YouTubeチャンネル、第三回災害対策本部員会議。https://youtube/B8GXryS0Da0?i=2078
- (2) 同右、第六回災害対策本部員会議。https://www.youtube.com/watch?v=MQuMXD7W\_8&t=1672s
- (3) 同右、https://www.youtube.com/watch?v=MQuMXD7W\_8&t=2020s
- (4) 北國新聞能登半島地震取材班、同紙二〇二四年二月三日朝刊一面、「陸自車両を阻む悪路、高機動車へ「小型」は行けた。
- (5) 前掲石川県、第四回災害対策本部員会議。https://www.youtube.com/watch?v=z5g72JwJQE&t=1733s
- (6) 前掲石川県、第五回災害対策本部員会議。https://www.youtube.com/watch?v=otBJ6EIP50&t=1910s
- (7) 北國新聞二〇二四年一月二十九日朝刊二面「消防援隊入り七十二時間で半救」。

- (8) 非常災害対策本部、一月六日七時三〇分現在、令和六年能登半島地震に係る被害状況等について。同、二〇二四年一月三日八時現在。同。https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/r60101notojishin/index.html
- (9) NHK二〇二四年一月三日、「能登半島地震 死因は「圧死」約四割 「低体温症」や「凍死」も。https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240131/k10014341451000.html
- (10) 前掲石川県、第三回災害対策本部員会議。https://www.youtube.com/watch?v=B8GXryS0Da0&t=1738s
- (11) 陸上幕僚監部、一九九七年十月、「阪神・淡路大震災災害派遣行動史」四三八頁、未公開、情報公開法の手続きまで二〇〇一年に入手。
- (12) 小川匡則、Yahoo ニュース オリジナル 特集編集部、二〇二四年三月三日、「難航した救援 能登地震発生から二カ月、自衛隊が果たした役割は——派遣を担当する参事官が明かす」『Yahoo ニュース』。https://news.yahoo.co.jp/articles/817b4965f2989b86c39b4dc65c5424da21b6dc61?page=1
- (13) 神戸新聞一九九五年一月二八日夕刊、「神戸の空 超過密」
- (14) 防衛日報電子デジタル編集部、二〇二四年二月一日、「自衛隊の災害派遣中も訓練を実施 複合事案に対応できる態勢に」。https://dailydefense.jp/\_ct/17681865
- (15) https://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2024/0105a\_r.html
- (16) https://www.facebook.com/kiharaminoru.official/posts/pfbid0zca9ACwawj7sJMPayH9MJtDJ7UXXyRIT2AyDq4V5QkVGoIYAZRRKKnGoaCXh7w?locale=ja\_JP

奥山俊宏（おくやま・としひろ）  
一九六六年生まれ。ジャーナリスト。元朝日新聞編集委員、大阪社会部「防災」取材班記者。「防衛防務」ロケットトモ社（空防書房）、「パラタクス文庫」（朝日新聞出版）など。

第2回

# 軍事優先社会

## 自衛隊に自治体が 若者名簿を提供

徴兵制への 土台となるのか

### 吉田敏浩

世界 SEKAI 2024.05

### 突然のダイレクトメール

「国家を守る、公務員」「成長できる舞台。」——毎年、全国で高校卒業年齢の十八歳や大学卒業年齢の二二歳になる男女に、自衛隊からこのような

キャッチフレーズの自衛隊員募集ダイレクトメールが突然届く。横浜市の筆者宅にも以前、高校三年生だった次男あてに届いた。なぜ息子の氏名と住所がわかったのだろうかという強い疑問を覚えた。息子も「なんだか気味が悪いね

……」と表情を硬くした。

個人情報保護とプライバシーが重視されるこの時代に、なぜ自衛隊という国家機関からだけ、一定の年齢の個人を特定したダイレクトメールが届くのか。自分の個人情報知らぬまに国家に把握され、利用されている不気味さや不安を抱いたり、プライバシー侵害ではと疑問を持つたりする若者とその家族も少なくなろう。

二〇一四年七月に当時の安倍晋三内閣が集団的自衛権の行使容認の閣議決定をした直後、全国各地の高校三年生あてに自衛隊員募集のダイレクトメールが届いたときは、SNS上に「召集令状か」「これが赤紙と呼ばれるアレか」などの書き込みがあふれ、高校生とその親たちに波紋をひろげた（AERAS、二四年七月二十八日号など）。

自衛隊はいつたいどこから多くの若者の氏名と住所を入手しているのか。その答えは「全国の市区町村から」である。多くの自治体が、その年度に一

八歳や二二歳になる若者の氏名・住所・生年月日・性別という個人情報(以下「四情報」)を住民基本台帳から抜き出し、名簿(電子・紙媒体)にして自衛隊に提供している。各種報道によると二〇二二年度、この若者名簿を自衛隊に提供した自治体は、全国の一七四七の市区町村のうち一〇六八に達し、全体の六割を上回った。

一方、自衛隊による住民基本台帳の閲覧にとどめた市区町村は五三四。前年よりも名簿提供が増えた。各都道府県にある自衛隊地方協力本部の職員が、住民基本台帳を閲覧して「四情報」を書き写すよりは、名簿を受けとるほうが効率的で、自衛隊には都合がいい。

二〇二〇年度までは名簿提供よりも閲覧のほうが多かった。政府の国会答弁にもあるように名簿提供は義務ではなく、住民基本台帳法(第一巻)上、閲覧の規定はあるが、名簿提供の定めはなく、個人情報保護の面でも問題があると判断する自治体が多かったから

だろう。

しかし、二〇一九年二月の自民党大会で安倍首相(当時)が、自衛隊員募集に自治体が非協力的な「状況を変えよう」「憲法に自衛隊を明記して違憲論争に終止符を打とう」と発言したのをきっかけに、二〇年二月、当時の憲法特任閣が閣議決定で、市区町村長が自衛隊員募集に必要な「資料の提出を防衛大臣から求められた」場合、「住民基本台帳の一部の写し」(若者名簿)の提出は可能だと、自治体に通知する方針を打ち出した。

それを受けて二二年二月、防衛省と総務省から各都道府県に、この方針を具体化する通知が送られた。その要旨は次のとおりで、各市区町村への周知を求めている。

自衛隊員募集に必要な情報「氏名、住所、生年月日及び性別」に関する「資料の提出」は、自衛隊法第九七条第一項に基づき市区町村の自衛隊員募集事務として、同法施行令第二二〇条

に基づき「防衛大臣が市区町村の長に対し求めること」ができる。その資料として「住民基本台帳の一部の写しを用いること」は、「住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるもの」ではない。

### 大軍拡と自衛隊員募集の強化

要は政府をあげて自治体に若者名簿の提供を促すもので、実質的な圧力ともいえる。これを機に、自衛隊を特別扱いする名簿提供が増えていった。防衛大臣からは毎年、市区町村長に名簿提供の依頼文書が送られてくる。

岸田文雄内閣が二二年二月に閣議決定した「安保三文書」において、「国家安全保障戦略」は自衛隊の「人的基盤の強化」を謳い、「防衛力整備計画」でも「少子化による募集対象人口の減少という厳しい採用環境の中で優秀な人材を安定的に確保する」ために、自治体との連携強化を掲げている。

こうした動きの背景には、慢性的な自衛隊の人員不足の問題がある。二〇

二三年版「防衛白書」や各種報道によると、自衛隊の定員は二四万七二五四人だが、現有の人員は二二万七八四三人(二三年三月二日現在)で、充足率は九二%。なかでも部隊の実動現場を担う「士」(兵士)の充足率は七五%と低い。

二二年度の「自衛官等の応募者数」は七万四九四七人。前年度と比べて九七三五人も減り、過去一〇年間で初めて八万人を下回った。採用者数は一万一九二四人で、前年度よりも二二二六人減った。応募者数が二二万人近かった二二年度以降、減少傾向が続く。

特に任期制自衛官の採用者数は急減している。一八、二二歳を対象に任期二、三年で募集する任期制自衛官を、二二年度は九二四五人採用する予定が、実際の採用は約四三〇〇人で半分以下だった。急減の要因について防衛省内では、「ロシアのウクライナ侵攻や中国による台湾周辺での軍事演習が影響した」のではないかと指摘され、「戦

争が現実にかかるリスクを考慮し、任官をためらう層がいた」との見方もされている(日本経済新聞)二三年四月九日朝刊。

自衛隊の人員不足、応募者の減少の背景には、止めどない少子化と若年人口の減少がある。さらに、集団的自衛権の行使容認、安保法制による自衛隊の海外も含む任務の拡大、米軍との共同訓練・演習の増加、「安保三文書」による長射程ミサイル配備など敵基地攻撃能力の保有を柱とする大軍拡、台湾有事の危機感を煽る日米両政府の動きなどから、自衛隊員が実際に戦場に送られるおそれが高まり、不安を抱く若者とその家族が少なからずいるであろうことも影響しているはずだ。

また、自衛隊内でパワハラ、セクハラ、いじめなどの人権侵害が蔓延する現状とも無関係ではあるまい。精神を病み、自殺にまで追いつめられるケースも跡を絶たない。遺族が自衛隊の責任を追及し国家賠償を求める訴訟も相

次ぐ。男性自衛官らによる女性自衛官への性暴力事件では強制わいせつ罪の有罪判決も出た。こうした実態が知られるにつれて自衛隊のイメージが悪化し、入隊希望者が減る一因ともなっているのではないかと。

### 名簿提供違憲訴訟

しかし、岸田政権が進める大軍拡は兵器の増強だけでは実質が伴わない。実戦部隊のメンバーの拡充、「人的基盤の強化」が必要だ。自治体に若者名簿の提供を求める狙いもそこにある。

このような現状に対し、一本人の同意なしの名簿提供は、個人情報保護に反するプライバシー権侵害、「戦前のように自治体を有事の動員体制に組み込む動きだ」「新たな徴兵制にもつながりかねない」などの批判と懸念から、旭川市、札幌市、仙台市、横浜市、相模原市、海老名市、奈良市、神戸市、福岡市、鹿児島市など、各地で市民団体などによる名簿提供反対の運動がひ

ろがっている。反対集会、自治体に提供中止を求める請願署名集めや申し入れ、連携する地方議会議員による追及の質問などの取り組みが進む。

福岡市の市民団体「自衛隊への名簿提供を許さない！実行委員会」を中心とする「自衛隊名簿提供訴訟」は、名簿提供の違憲・違法性を問う全国初の裁判だ。福岡市は従来、自衛隊による住民基本台帳の閲覧にもとめていたが、二〇二〇年に方針を変え、同年六月五日、その年度に一八歳と二二歳になる男女約三万人の名簿を提供した。

それを問題視して二二年九月一日、福岡地裁に提訴したこの訴訟は、住民が地方自治法に基づき、自治体の長や職員に財務運営上の違法行為があると訴える「住民訴訟」だ。一五人の福岡市民と一労働組合が原告となり、次のような趣旨で訴えた。

「自治体には住民基本台帳法に基づき、個人情報についてプライバシー権侵害にならぬよう厳格な管理責任があ

る。福岡市が若者の個人情報をも本人の同意なしに名簿化し、自衛隊に提供した行為は、プライバシー権を侵害し、『個人の尊重』を保障した憲法第二三条、『個人の権利利益』の保護を目的とする個人情報保護法などに違反する。違法な名簿提供用の公金支出（人件費、印刷費、通電費）で福岡市は損害を被った。その責任は市長にあるので、福岡市は市長に公金支出二万三七四六円の損害賠償（返金）を請求せよ」

原告のひとりで元福岡市議の「ふくおか緑の党」代表 荒木龍昇さん（ひ）は自衛隊の姿質も大きな問題点だと語る。

「集団的自衛権の行使容認と安保法制により、専守防衛の自衛隊ではなくなり、日本が攻撃されてもいないのに米軍とともに海外で戦い、自衛隊員が戦死するおそれが高まっています。命の危険が高まる自衛隊の現状を考慮せず、市民である若者本人にも伝えずに、個人情報を提供するのでは問題です。戦

前、地方行政機関は国の下請けとなって徴兵事務を担い、住民を戦場に送り出しました。その反省から戦後は憲法で地方自治が保障され、自治体は国の下請けではなくなつたのです。名簿提供は地方自治の否定にもつながります」

裁判の主な争点は「名簿提供の法的根拠の有無」だ。福岡市側は「ある」として概ね次のように主張した。

「市区町村は自衛隊法第九七条第一項に基づき、自衛隊員募集事務として『募集期間の告示、受験票の交付、広報宣伝』などを行う。その事務には同法施行令第一二〇条に基づき、募集に必要な『資料の提出』もあり、名簿の提供も含まれる。それらは地方自治法に基づき国から自治体に委託された法定受託事務と解される」

一方、原告側は「ない」として概ねこう反論した。

「市区町村の自衛隊員募集事務として、自衛隊法施行令第一一四条、第一一九条は『募集期間の告示』などを具

体的に定めている。しかし、第一二〇条には『資料の提出』とあるだけで、個人情報である名簿の提供は具体的に定めていない。自衛隊法令の解釈として、『資料』とは応募者数の見通しや応募年齢層の概数などに限定されるとの見解が有力だ。『資料』に名簿まで含めるのは拡大解釈で、提供は法定受託事務ではない」

### 法的根拠の拡大解釈

福岡地裁での判決は二〇二三年三月八日、福岡市側の主張を認め、名簿提供は違法ではないとして請求を棄却した。原告側は福岡高裁に控訴したが、同年一〇月四日、同じく棄却されたため、最高裁に上告した。荒木さんは両判決には納得できないという。

「名簿提供が法定受託事務でないことは、防衛省と総務省の通知（前出）に、『本通知』は地方自治法に基づき『技術的助言』とあることから明らかです。法定受託事務であるのなら、

そう明記するはずですが。地方自治法は、自治体が国の『助言』に従わなくても、国は自治体に対し『不利益な取扱いをしてはならない』と定めています。従わなければならない義務ではないのです」

実際、辻元清美参院議員（立憲民主党）の質問主意書への岸田内閣の答弁書（二三年二月一日）は、名簿提供を自治体に「強制するものではない」と認め、自治体が「助言」に従わなくても、「不利益な取扱い」はしないと明言している。

そして参弁書は、「住民基本台帳に記載された個人情報」である名簿の提供を自治体ができる法的根拠は、「自衛隊法第九七条第一項及び同法施行令第一二〇条の規定であり、住民基本台帳法の規定ではない」と述べている。

これは裏を返せば、自治体が管理する住民の個人情報の取扱いは本来、住民基本台帳法に基づかなければならないのだが、同法上には自衛隊への名簿

提供の法的根拠がないので、自衛隊法と同法施行令を拡大解釈して「法的根拠」をつくりだしたものと見える。前出の防衛省と総務省の通知で「住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではない」と曖昧に、適法性を装っているのもそのためだ。地方自治と個人情報・プライバシー権の保護よりも、自衛隊の「人的基盤の強化」を重視する、まさに軍事優先の発想によるものだ。福岡地裁・高裁の判決は、この「法的根拠」の拡大解釈を見落とし、結果的に政府の自衛隊員募集強化という国策を追認している。

この裁判に原告側の依頼で意見書を提出した、行政法が専門の前田定孝三重大学准教授（60）は、こう指摘する。

「確かに住民基本台帳法上、名簿提供の法的根拠はありません。住民基本台帳の管理は法定受託事務ではなく、市区町村が実施主体の自治事務です。自治体は住民基本台帳の管理事務と自衛隊員募集事務を混同してはなりません

から届いたものを配達していた。地方行政機関がまさに国家の下請けとなり、戦争体制を支える精密な仕組みが整っていたのだ。

「今後も自衛隊の募集対象者の人口は減少するでしょう。米国では兵役義務ではないものの、緊急事態時や戦時に備え一八〜二五歳の米国市民及び永住権を持つ男性の「選抜徴兵」制への登録義務があり、その名簿を政府が管理する仕組みがあります。自治体による自衛隊への名簿提供は、戦時に若者を動員する体制や徴兵制の土台にもなり得る仕組みといえるので、警戒すべきです」（有田さん）

自治体職員が住民基本台帳から若者名簿を作成し、自衛隊に提供している事実、かつての兵事係の歴史が重なる。

自衛隊は自衛隊員募集・勧誘において、「民間の年取より自衛官のほうが有利、資格取得・再就職支援制度あり」など経済的メリットを強調する。

自衛隊員志望の理系の大学生や大学院生に学資金を貸与し、入隊後に一定の期間勤めれば返済を免除する制度もある。その対象を文系の学生にもひろげる計画もある。経済格差が拡大する日本社会で応募者を増やすには、低所得階層の若者をターゲットにするのが有効との考えからだろう。いわゆる「経済的徴兵制」の浸透を視野に入れた対策といえる。

しかし、人口減少が続く日本ではあらゆる職種で人手不足になってゆく。そんな中で、はたしてどれだけの方が自衛隊に応募するだろうか。自衛隊が米軍とともに戦い、戦死傷者が出るような事態になった場合、「経済的徴兵制」の手法で必要な人員が満たせるだろうか。

#### 地方自治の危機と戦争準備

これまで政府は、「徴兵制は憲法第一八条が禁じる『意に反する若役』にあたり、その導入はあり得ない」旨の

ん。ところが、本来住民基本台帳法の規定を離れて、防衛省と総務省の通知に追随する自治体が多くみられます。

これでは法令解釈権が国の行政機関に一元化してしまいます。法治主義と地方分権改革の趣旨にも反します」

福岡市にも見解を聞いたところ次の回答が届いた。

「自衛官等募集は地方公共団体の法定受託事務で、自衛隊法施行令で「防衛大臣は、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」と規定されており、自衛隊の依頼を受け、募集対象者情報を提供しています。裁判では一審、二審ともに本市の主張が認められており、今後とも個人情報の適正な取扱いに努めます」

#### 徴兵制の土台となり得る仕組み

それにしても、名簿を利用した自衛隊員募集のダイレクトメールは、実際の程度効果をあげているのだろうか。NGO「日本平和委員会」の機関紙

『平和新聞』編集長で、名簿提供問題に詳しい有田崇浩さん（30）が、情報公開法による開示請求で得た防衛省陸上幕僚監部の内部資料「募集広報媒体認知度等調査報告書」（二〇二四年度）によると、自衛隊志願者が自衛官等募集の存在を初めて知った広報媒体の第一位は「ホームページ」（スマホ含む）で全回答数（二万四一九二）の一八・七％、第二位は「親・親戚」で一三・七％、第三位が「学校・教師」で一三％……と続き、自衛隊地方協力本部のダイレクトメールを指す「地本の郵便物」はわずか一・四％しかない。効果があるとは到底いえない数字だ。

「防衛省・自衛隊は当然こうした傾向は把握したうえで、名簿提供を求め続けているとみられます。実際に効果があるかどうかより、自衛隊の人的基盤強化のために自治体の下請け的な業務を担わせる「仕組み」を整えてゆくこと自体に狙いがあるのでしょう」

と有田さんは推し量り、自治体が住

民基本台帳から自衛隊員募集の適齢者の個人情報抜き出し、名簿化して自衛隊に提供する一連の事務が、戦前・戦中の徴兵制と似ていることに注意を促す。

かつて徴兵制のもと全国の市町村には兵事係という部署があり、毎年の徴兵検査に向けて、二〇歳になる青年男子の氏名などを戸籍から抜き出し、「壮丁連名簿」という徴兵適齢者の名簿として軍に提供していた。

そして、出頭日時と場所を記した「徴兵検査通達書」を兵事係が各徴兵適齢者に渡した。徴兵検査では体格と健康状態に応じて、現役兵に最適の「甲種」、補充兵役に適する「乙種」、不合格で兵役免除の「丁種」などに軍が選別をした。兵事係は現役兵らの性格・風評・家庭環境などの個人情報を調べて「現役兵身土明細書」を作成し、軍に提出した。戦時の動員では、除隊していた元現役兵や補充兵役者などを召集する令状「赤紙」も、兵事係が軍

国会答弁をしてきた。しかし、自民党の改憲案のように憲法九条への自衛隊明記、あるいは自衛隊の国防軍化がなされた場合、自衛隊は軍事的公共性を持つ組織として位置づけられ、国防のための徴兵制は苦役ではないとして、導入も可能と政府は解釈変更するかもしれない。そのとき自治体は国家の動員体制の下請けの役割を担われ、兵事係にあたる部署も復活するだろう。

有田さんは、「自治体の防災関係部門に勤める退職自衛官が、二〇一六年は全国で三七二人だったのが、二二年三月末の時点で六〇一人に増えているのも気がかりだ」という。防衛大臣が市区町村長あてに送る「自衛官募集等の推進について」という文書でも、若者名簿の提供依頼に加えて、退職自衛官の防災関係部門での採用推進についても自治体に連携の強化を呼びかけている。

「名簿提供も含めた自衛隊員の募集業務を防災関係部門で担う自治体も増

えつつあり、人的基盤の強化に向けた防衛省・自衛隊の自治体への「浸透作戦」が進んでいます」と、有田さんは警鐘を鳴らす。

岸田政権は「安保三文書」に基づき、自治体管理の空港・港湾の自衛隊や米軍による軍事利用も進めようとしている。自治体を戦争体制に組み込もうとする動きの一環だ。

戦前・戦中、大日本帝国憲法下では、地方自治は存在せず、県や府や市町村などはすべて国家の地方組織で、市町村は内務省から派遣された府県の知事の監督下にあった(長谷川正安「日本の憲法 第三版」岩波新書)。

だが戦後は、日本国憲法で地方自治が保障された。地方行政機関が国家の下で戦争体制の手足となったことを繰り返さぬように、という歴史の教訓が込められている。兵隊の再来を許してはならないということだ。福岡の住民訴訟の原告で訴訟団事務局長の脇義重さん(78)は、こう訴える。

「自衛隊への名簿提供問題には、プライバシー権が侵害される人権侵害、自治体が国の下請け機関にされてゆく地方自治の危機、国の動員体制・戦争への準備といういわば三位一体の問題が凝縮されています。憲法が保障する個人の尊重、地方自治、市民の平和的生存権が脅かされているのです。その危機感から、私たちはこうした動きに抗うため、名簿提供に反対の声を上げています。憲法の地方自治の規定のもと、国と自治体は対等なのです。自治体は国の戦争準備に手を貸してはいけません」

多くの自治体が自衛隊に若者名簿を提供するなか、例えば福岡県の小郡市は、二〇一六年度に同市個人情報保護審議会が、自衛隊法施行令第二二〇条にある「資料」に「個人情報が含まれる」と解釈するのは困難「なので、「適齢者情報を提供すること」は認められないと答申したため、名簿提供を止めて閲覧に切り替えた。政府の軍事優先

による「法的根拠」の拡大解釈に追随せず、地方自治の主体性を保とうとする自治体も存在する。

今年二月二六日には福岡の訴訟に続いて、神戸市に住む五〇代と七〇代の男女六人が、市から自衛隊への名簿提供は、プライバシー権を保障する憲法第一三条や市の個人情報保護条例などに違反するとして、市長の責任を問う住民訴訟を神戸地裁に提訴した。奈良市でも三月末に、市から自衛隊への名簿提供でダイレクトメールを送られた一八歳の若者が原告となり、本人による同意のない名簿提供は個人情報保護法と住民基本台帳法に違反するとして、市と国に損害賠償を求める訴訟を奈良地裁に起こす。個人の尊重よりも軍事に重きを置く国策への異議申し立てが続いている。

吉田敏浩(よした・としひろ)  
ジャーナリスト。著書に「昭和からの警鐘」(毎日新聞出版)など。

# いまさら アメリカの民主主義を? 変わらないアメリカを?

トランプ旋風は「アメリカ民主主義の国」という認識を覆した。だが、草の根の人々の息づかいに注目してみると、「分断」には回収されない「もう一つのアメリカ」が見えてくる。

石神圭子  
(福岡女子大学准教授)

「オバマって、やっぱり特別な存在なの? あなたたちにとって」

アルバカーキからの車の中で、私はキップにそう聞いた。キップは「もちろん。彼には才能があった。彼が大統領になってから、事務所には若者が殺到したもんだよ」と笑って答えるだけで、オバマ政権の評価どころか、トランプやバイデンの話も一切しようとしな。その代わり、そこから彼は私を質問攻めにした。「君がコミュニティ・オーガナイズングを研究するのはなぜだ?」「君はそもそもなぜ研究者を目指したんだ?」「君の「熱意」はどこから来るんだと思う?」

その率直な質問に答えるうちに、私は自身の内面——幼

少期の家庭環境、「はみ出す」ことが怖かった学生時代、二〇代で母を看取って以来続く喪失感、ようやく確立した今の自分——を語っていることに気がつく。「ああ、この感じ……」会話の主導権を取られた私は、何度も繰り返してきたこのフィールドワークの醍醐味を思い出し始めていた。私は、大学から海外渡航の許可が出た二〇二二年一〇月、ニューメキシコ州アルバカーキに降り立った。実に四年ぶりのアメリカだった。コミュニティ・オーガナイズーの活動に関する現地調査をようやく再開できる。三回目のワクチンの副作用に耐えつつ、私は知り合いのオーガナイズーや組織にメールを出し続けた。だが、コロナ禍を経た今回は、運営状況の変化のせいか、訪問先がなかなか決まらな

申し込み

記者募集・見学会

主張とコラム

電話相談

囲碁・将棋

PRグッズ

PC スマホ

しんぶん赤旗電子版 Akahata digital edition

電子版のお申し込み

● 日刊紙が全ページ読める ● 過去1年分の検索ができる

シェアする 17

1

ポスト

LINEで送る

2024年7月2日(火)

### 自衛隊創設70年

### 中途退職 15年間で最多

### 6174人 任務激化・ハラスメント横行

2022年度の自衛官の中途退職者が前年度より432人増え、直近15年間で最多の6174人に達したことがわかりました。本紙の取材に防衛省が明らかにしました。

イラク、インド洋などへの海外派兵の拡大に伴い退職者が急増した07年度の5952人を超えるもので、岸田政権が進める「戦争する国」づくりに伴う現場自衛官の任務激化や組織の深刻なハラスメントの実態が浮き彫りになっています。



### 顕著な中堅層

とりわけ顕著なのが中堅層の退職です。3尉以上の「幹部」は前年度比で41人増、現場の中核を担う「曹」に至っては319人も増加しています。このため、部隊そのものが成り立たない事態も相次いでいます。防衛省は昨年公表した「人的基盤の強化に関する有識者検討会報告書」で、他の公務員と比較して中途退職者が多いと認めたものの、有効な対策は示せていません。



(写真) 整列する陸上自衛隊第1空挺団の隊員=1月7日、習志野演習場(千葉県船橋市、八千代市)

岸田政権は22年に閣議決定で強行した安保3文書で、「戦争国家」づくりの根幹として「人的基盤の強化」を表明。ところが、そうした「戦争国家」づくりに伴う任務激化が現場自衛官の心身の負担増加につながる悪循環が指摘されています。

退職者増加のもう一つの背景としてハラスメントの横行があります。元自衛官の五ノ井里奈さんが隊内で受けた性暴力を告発し高まった自衛隊への批判を受け、防衛省は22年にハラスメント調査として「特別防衛監察」を実施。しかし申告への報復などへの恐れから、申告者は全隊員のわずか0.6%にとどまり、また十分な調査を行わないばかりか、組織が告発者に二次被害を与えるなど、名ばかりの「ハラスメント撲滅」が現場隊員の失望を招いています。

### 若い人が不足

退職者増加の一方、22年度は自衛官募集者数もあらゆる階層で減少。現員数も20年度から2年連続で減り、定員に対する充足率は92.2%にとどまっています。中でも、最も若い隊員が多い

「土」の充足率は75・6%にとどまる事態となっています。「自衛官の人権弁護団・北海道」の佐藤博文弁護士は、「若い人が極端に不足している表れだ」と分析しています。

赤旗YouTube

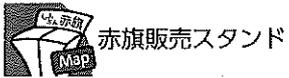
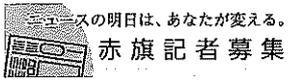
いま「赤旗」を創刊97周年

すいよう特集

特報、焦点・論点

「赤旗」の魅力

特集一覧



赤旗見本紙（無料）

赤旗購読

赤旗電子版購読

特集 学問・文化  
くらし家庭 電話相談  
テレビ スポーツ  
たび・つり 読者の広場  
科学 新人王戦  
赤旗名人戦 点字「赤旗」



●しんぶん赤旗X(旧Twitter)  
●こちら赤旗日曜版X(旧Twitter)